

アーキビスト認証準備委員会（第4回）議事の記録

1 日 時 令和元年12月4日（水） 10時00分～11時40分

2 場 所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

（構成員）

大友 一雄	日本アーカイブズ学会会長
小谷 允志	ARMA International（本部）フェロー
定兼 学	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会参与
高埜 利彦	学習院大学名誉教授
中田 昌和	独立行政法人国立公文書館理事
保坂 裕興	学習院大学教授
松岡 資明	ジャーナリスト
渡辺 浩一	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館教授

（国立公文書館）加藤 丈夫 館長

4 概 要

○加藤館長より挨拶

議題（1）アーキビスト認証制度に関する基本的考え方

○事務局より資料1-3に基づき説明

- ・ 前回会議で「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方（案）」を提示させていただき、各委員からコメントを頂いたところ。今回は前回からの修正箇所について新旧対照表（資料1-3）でお示ししている。
- ・ 改めて以下の2点についてご確認頂きたい。一点目として、6頁の（4）審査方法について、提出書類を「職務内容説明書」としていたが、認証アーキビストに必要とされる3要件のうち実務経験についての説明を求めるものであることから、「実務経験を説明する書類」と修正し、この書類について「職務内容を承知している者の確認を要す」としていた箇所を「上司又はアーカイブズに係る専門的知見を有する者等の確認を要す」と主語を明確にした。二点目として、8頁の中長期展望の最後において、前回案では「広く我が国全体の公文書等の管理の適正・充実化に資する」としていたが「国及び地方公共団体にとどまらず、広く我が国全体の文書の管理・保存・利用の適正・充実化に資する」と管理だけでなく保存・利用も含め、また民間資料を読み込めるよう修正した。

○中田理事 議題1について、事務局より説明のとおり、前回の会議を踏まえ大きくわけて2点修正しているがいかがか。

○高埜委員 6頁修正箇所の「上司又はアーカイブズに係る専門的知見を有する者等」の「等」には何が

含まれるか。

- 事務局 アーカイブズに係る専門的知見を有する者として、具体的には研修会講師、関係団体等の役職を務めた者を想定。「等」には、大学の指導教授が想定できる。
- 高埜委員 「上司」が出てくるが、同僚で専門的知見を有する者でもよいのか。
- 事務局 認証アーキビストが増えてくれば、認証アーキビストから確認を得られればよいと思うが、制度開始時点ではまだ認証アーキビストが存在しない。そのため、同僚であっても十分な実績があり専門的知見を有する者であれば、認めていく方向で考えている。
- 中田理事 8頁の修正箇所は如何か。
- 定兼委員 公文書管理に関する問題が指摘される現在の状況のなかで基本的考え方を出すのであり、こうした問題にこのアーキビスト認証制度が関わっていくことが分かるような文言が必要ではなからうか。私も考えたが「期待する」という文言を「強く望む」「強く期待する」と変更してはどうか。アーキビスト認証制度が公文書管理の適正化を図ることにつながり、現在の問題に対し強くコミットできることを記載してはどうか。
- 中田理事 定兼委員ご指摘の内容を加えることでよろしいか。
- 高埜委員 「広く我が国全体」の部分について、ビジネスアーカイブズも含むということでよいか。
- 中田理事 「国及び地方公共団体にとどまらず」としていることから、当然民間の資料の管理も意識したものとなっている。
- 中田理事 そのほかの点は如何か。
- 小谷委員 6頁の(4) 審査方法について、これまでも議論したが、やはり小論文を課した方がいいのではないか。何か試験の要素を入れたほうが権威を高めるためにもよいのではないか。
- 定兼委員 審査は行うのだから、場合によっては不合格者も出る。そのために「主要な調査研究実績を証明する原物又は写し」の提出を求めており、審査の対象となっている。よって小論文は審査の対象としてはよいのだろうけれども、実際に実施するとなると、どんな準備が必要となるのか。
- 高埜委員 小論文を課した場合、試験会場を用意し、小論文のテーマを設定し、採点を行う体制作り等、さまざまな準備が必要となる。試験会場も東京1か所で実施するのか、地方でも実施するのか等、相当具体的な事をつめて文言を載せないといけない。
- 中田理事 これまでの議論でも調査研究実績のリスト提出のみだったところを原物の提出を求めチェックできるようにしており、試験の要素は残していると理解している。当然、将来的な課題として残る。
- 小谷委員 技術的問題もあるので、開始時から導入することは困難だろうとは思いますが、将来的な課題として残るということで結構。
- 加藤館長 結局、認証委員会に対する信頼性の問題となろう。不合格者が出た場合、認証委員会が判定したということになる。試験を実施せずに審査という形でスタートするということは、認証委員会の責任が一つ重くなるということを我々が確認しておくということだと思う。
- 中田理事 それでは8頁に「強く期待する」と修正した内容で確定したいと思うがよろしいか。
(意見なし)

議題(2) 准アーキビストの検討について

○事務局より資料2について説明

- ・ 准アーキビストの検討について、Aタイプ・Bタイプそれぞれの主な対象・期待される役割・導入の効果を示している。Aタイプは主に「公文書管理の適正の確保のための取組について」（行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定、平成30年7月20日）に記載されている「公文書管理の研修を受けたOB職員など公文書管理に係る専門的知見や実務経験を有する者」を想定しているところ。
- ・ 一方、Bタイプは、認証アーキビストの要件は揃っていないが、認証アーキビストを目指す人材を確保するために設けているもの。
- ・ 以上のことから論点として、1) A・Bタイプを共にアーキビスト認証制度の中に位置付け、検討を進めてよろしいか。2) Aタイプから具体化（要件や審査方法等）の検討を進めてよろしいか。ということについてご議論頂きたい。

○中田理事 准アーキビストについて二つの論点をあげているが、具体的議論は今回初めてとなるので、在り方を含めてご自由にご討議頂きたい。

○大友委員 准アーキビストの特にAタイプでは、認証アーキビストの3要件のうち調査研究能力を問うことはしないのか。このまとめ方では調査研究能力の位置付けが不十分のように思う。

○定兼委員 Cタイプというようなタイプも存在するかもしれない。おそらくAタイプは将来認証アーキビストにならず、准アーキビストのまま終わることが想定される。その意味では、必ずしも到達点が認証アーキビストということではなく、新たな准アーキビストという制度をつくるということであれば一緒に考えられるだろう。また、権威を高めるためにも認証アーキビストの国家資格だとか権限をしっかりと考えておかないといけない。そうでないとなぜ准アーキビストを作るのかという議論にもなってしまう。

○小谷委員 「期待される役割」をみても、Aタイプ・Bタイプでは概念・役割が大きく異なる。Aタイプは現用文書管理のサポートが中心でレコードマネージャーのような役割、Bタイプは認証アーキビストの予備群。そのため、アーキビスト認証制度の枠内でAタイプを議論するのはおかしいのでは。Aタイプはレコードマネージャーに準ずるような、別枠で教育や位置付けを考えるべきではないか。

○定兼委員 私はこの際、Aタイプのようなレコードマネージャー的なものを准アーキビストに取り込んだ形とする方が、認証アーキビストの権威がより高まるのではないかと。認証アーキビストもレコードマネージャーの持つ権限が付与できるのではないかと。思う。

○渡辺委員 Aタイプ・Bタイプの中身がかなり異なるのは小谷委員ご指摘のとおりと考える。また定兼委員の言われるとおり、アーカイブズの側から情報記録管理に関与する方がよいと考える。よって個人的意見としては、Aタイプは、准アーキビストとは別の名称とするけれども、認証制度の枠内で議論すればよいと思う。

○加藤館長 准アーキビストは、アーキビストという名称からすればBタイプのほうが近いと思う。ただ、現在の社会的状況をみると中央省庁や地方公共団体において専門家の育成ニーズが強くなっており、こうした人材を中央省庁や地方公共団体に配置しなくてはいけないという意欲が高まってきている。そうした中で、新館が開館する2026年までに認証アーキビストは約400名、准アーキビス

トは約 600 名くらい必要だと考えている。OB職員の方々を想定しているAタイプは、本来の准アーキビストとは違う、レコードマネジメントを行うジャンルとした方が制度に取り込みやすいのではないかと考える。その際、准アーキビストという名称がよいかどうかは改めてご議論いただきたいと思う。

今までの議論の中で、認証アーキビストとAタイプの准アーキビストは、必ずしも連続するものではないという点は一致していると思う。よって、Aタイプから議論を進めて、アーキビストとは少し違う定義づけのなかで決めていくということではないかと考えている。

○高埜委員 Aタイプの場合、OB職員の方々にどの程度の研修を受けてもらうかが問題となろう。アーカイブズの知識を体系的に学んで業務に取り組んでもらう必要がある。

○加藤館長 Aタイプについて、豊富な実務経験があるので公文書管理研修Iくらいを修了すれば配置してもよいというイメージもあるかと思う。ただ、公文書管理研修Iは1日コースで基本的知識の修得を目的としている。そのため、高埜委員ご指摘のとおり、研修制度の内容を改めて決めながら准アーキビストを考えていく必要がある。

○大友委員 認証制度全体の中で准アーキビスト制度がどういう位置づけとなるかが重要。准アーキビストは実務経験や調査研究能力を積んで認証アーキビストになっていくイメージとするのか、認証アーキビストと准アーキビストは別々のものというイメージとするのか。私は准アーキビストで経験を積むと認証アーキビストになるというイメージを強く出す方がいいのではないかと考える。認証アーキビストと准アーキビストが別というのは、制度論としてまずいのではないかと。

○松岡委員 日本にアーキビストを定着させていくことが重要。確かにAタイプ・Bタイプでは役割が異なるが、これを厳密に区別すると、むしろ制度全体がわかりにくくなってしまっているのではないかと。

○保坂委員 准アーキビストで研鑽を積んだら認証アーキビストになる方向でまとめないと認証制度全体を維持していくことは難しいのではないかと印象をもっている。

現在の公文書管理制度は「行政文書の管理に関するガイドライン」に「文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト等）を積極的に活用し、（中略）職員を支援することも考えられる。」となっているのみですから、関係法令をみても行政文書の管理体制の中にアーキビストが存在しないことが前提となっている。それに対して我々はアーキビスト認証制度の検討をしてきて、この新しい制度を既存の公文書管理制度に入れ込んでいかななくてはいけない。その点からすれば、准アーキビスト制度も一つの体系としながら強くアピールしていくことが大事だと考えている。

そのような趣旨からすれば、議論は戻るが、議題1の「基本的考え方」でも、アーキビスト認証制度を創設し、国の公文書管理の改善に取り組む、また、既存の公文書管理制度のなかにアーキビスト認証制度を入れ込んでいくということを記載する必要があるのではないかと。准アーキビストについても統一的に理解できるような形にするのがよいのではないだろうか。

○高埜委員 Bタイプの主な対象について「高等教育機関の科目履修修了者」は、学部卒レベルを想定しているのか。

○事務局 認証アーキビストの要件で修士課程修了レベルを想定しているため、現時点ではBタイプについても修士課程修了レベルを想定している。

○高埜委員 広く学部卒レベルでも准アーキビストをとれると制度設計すれば、社会的普及に大変寄与するものだと思う。現在の想定では、対象者が少なく裾野を広げることができないのではないかと。

- 定兼委員 高埜委員が指摘しているのは、A・Bタイプ、場合によってはCタイプで、それぞれ1要件には足りていない者も認めてはどうかということかと思う。例えば、実務経験が1年や、調査研究能力が学部卒でいくつかのレポートを書いているという者など。
- 高埜委員 つまり、相当イメージが変わるということ。
- 中田理事 3要件からどの程度足りない者まで准アーキビストとするのかということだと思う。専門性を確立することと社会的なインパクトなど踏まえて、改めて事務局で整理していただきたい。
- 加藤館長 司書の場合は大学等の卒業レベルで取得できることで制度に関する認識は広がった一方、簡単に取得できることから専門性を維持するために「認定司書」ができたと聞いている。今回の准アーキビストについても、どのレベルに設定をするかを改めて相談させてもらいたいと思う。
- 小谷委員 准アーキビストのAタイプを認証制度のなかに入れることは、裾野を拓げるメリットはあっても、肝心の認証アーキビストの性格が曖昧になり、意義が薄れてしまうのではないかと。将来的にはレコードマネージャーの認証制度も必要となろう。その意味で、Aタイプの議論がレコードマネージャー認証制度に向けたきっかけとなればよいと思う。いずれにしても、Aタイプの役割・機能を明確化することが大前提なのではないか。
- 定兼委員 レコードマネージャーも重要であるが、公文書監理官のポストの者を認証アーキビストにさせるのが理想的ではないか。
- 加藤館長 公文書監理官はマネジメントを行う管理職であり、また、人事異動も伴うため、現実的に難しいだろう。また内閣府に置かれている独立公文書管理監もその方自身が認証アーキビストになることも考えにくい。
- 保坂委員 国立公文書館が発行している情報誌『アーカイブズ』第73号では、平成30年度に内閣府公文書監察室が行った各府省実地調査に国立公文書館職員が試行的に派遣されたことを紹介している。これは【参考】として提示されている「閣僚会議決定」に沿ったものである。さらにこれを定着させていくためにも、認証アーキビストの確保が必要だという位置づけになるのではないかと。さらに地方でも同様に活躍していくことが想定できる。
- 加藤館長 国立公文書館から各府省に派遣をしているのは、レコードマネジメントの点検機能だと思う。これまでの議論もあえてアーキビストとレコードマネジメントを区別しないで考えてきた。現在は国立公文書館のアーキビストがレコードマネジメントを手伝っているかたち。
- 中田理事 資料2の2頁目「参考」で活用スキームの案を示している。いずれにしろ、准アーキビストのAタイプについて、その役割や業務の範囲を明確にしてからアーキビスト認証制度の中を含めるかどうか、事務局で整理したいと思う。
- 加藤館長 認証アーキビストは令和2年度から認証を実施したいと考えている。准アーキビストはこれから議論するもので、時間差をつけて制度をスタートすることで構わないと考えている。むしろその方が理解しやすいかもしれない。
- 中田理事 准アーキビストについては、改めてご相談させて頂きたい。

(3) その他

- 中田理事 議題1について、先ほどあった保坂委員のご意見について議論したいと思う。
- 保坂委員 本日よりまとめようとしている基本的考え方は、今後3年から5年の間、認証アーキビストに関する取組をある程度拘束するものとなる。一方で先行して法制度として存在する現在の公文書管理制度では、認証アーキビストをつかう形にはなっていない。例えば公文書館法附則第2条で地方公共団体における公文書館では当分の間専門職員は置かないことができるとなっているし、公文書管理法でもアーキビストを使うとはなっていない。いわば、法制度上はアーキビスト認証制度の接点が出来ていないと言わざるを得ない。もちろん、一気に公文書館法附則第2条の撤廃を行うことは出来ないと思うが、行政文書の管理に関するガイドラインや特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインには入れていくことは可能であるし、必要なことだと考える。
- こうしたことを基本的考え方にはっきり書くのは難しいだろうが、一案として7頁「4. むすび」「(1) 短期的展望」3つ目で「関係府省と緊密に連携し、国立公文書館等、地方公共団体のアーカイブズ機関、行政機関、さらに様々な関係機関が積極的に認証アーキビストの配置を進めつつ、公文書等管理の改善に貢献する」など、既存の法制度に踏み込んでいく回路を作っておくことが大事ではないか。
- 加藤館長 保坂委員のご懸念はおっしゃるとおりで、公文書管理法制のなかでどのような位置づけで認証制度をスタートするかを決めておかななくてはいけない。これまでも中田理事と相談してきたが、内閣総理大臣から年度目標により指示を受けた制度ということは明確にできると思う。
- 中田理事 今年度内閣総理大臣から示された年度目標のなかで、「認証制度の創設を検討すること」となっており、基本的考え方をとりまとめ制度設計した上で、来年度の目標の中で「認証制度を実施する」という趣旨となるよう検討し、内閣府と相談しているところ。
- 加藤館長 これからスタートするアーキビスト認証制度は、内閣総理大臣、具体的には内閣府の指示に基づいて運営する位置づけにしたいと考えているのでそこは確認したい。もう一つは、公文書管理委員会でこれまでの経過を含め説明したいと考えている。そこで公文書管理委員会においてご了解いただき、オーソライズしてもらいたいと考えている。現時点で法改正やガイドライン改正となると話が大きくなってしまう。
- 保坂委員 原案でも制度づくりに目途が立っているということであれば追加修正は必要ない。
- 加藤館長 国立公文書館が勝手にやっている制度ではなく、国としての動きのなかで位置づけられていることを明確にしつつ取り組みたい。
- 松岡委員 公文書等の電子化に向けた課題が公文書管理委員会でも議論されているところ。紙とは異なる世界が広がっていく。これに対応できる人材を育成していくことが、既存の公文書管理制度とアーキビスト認証制度の接点となっていくかもしれない。
- 保坂委員 先ほどの修正案は取り下げさせていただく。
- 中田理事 議題として想定しているものは以上となるが、全体を通じていかがか。
- (意見なし)
- 加藤館長 大変有益なご議論を頂き感謝申し上げます。事務局としても、特に准アーキビストについてはもう一度検討しお諮りしたいと思う。認証の実施スケジュールについては後ろ倒しにしないように進めていきたい。

以上